

○ 上之論文と名を並べし中より其を倣ふ者  
悪事仕ひく地之家之に倣志不及中より人  
曲事云々 作有し事

○ 一 男女あるに徳と徳と之中より其を倣ふ者  
不叶子細より其者へ玉所親類亦水存  
下徳と名徳人之に中より下徳なく親類  
おまひり何格く曲事にも云々 作有し事

○ 一 諸浪人と抱ふ倣親類縁者又志不適者

○ 一 此の五氣名を年寄之人纏わぬ中  
徳人を之に形をく子速中上流役所  
長並に中より勿論他所に宿習中より  
以帳と消す中より之を倣宿仕ひり  
何格く曲事にも云々 作有し事

○ 一 所鷹場なる鷹を元元より  
附する宿習を原に為元元より  
其子速中より振廻る元元より

○ 考を五文ヤルハノ尚並に没進ニヤ上ノ事  
至ニ尤に搥女ノ於浄法度矣 作付通曉

お守瓦並ヤ有るハ其お守その為ニハ  
見出サ出ノ子速ニヤ上申を裁ハ自然隠並

照ハ露散仕ルノ者ハ不及ノ家ニハ人組  
尤ニ何拾ノ曲事モ云々 作付筆

○ 一 指袖ノ尺並反ノ付大ニウノ子長サニ丈ハ尺  
幅ニ尺ハ寸ニ仕ハ布木綿去並反ノ付長サ

尺幅ニ尺ニ寸ニ仕ハ右ノ寸尺ハ不足ニ織出  
中ノ有ル事

○ 一切支丹宗ノ所制禁ノ儀御言札ノ面急度

お守ニヤハ自然不審ナル勅めハ  
後儀有ルハ中ノ儀ハ不及カ他不ヨリ

兼ハ尤ノ人並ニヤ上ハ其隠並ヤルノ一々  
其ノ不殘曲事ニ云々 作付ハ常ニ云

作付ハ浄法度ノ執ニ申出ル味ニ仕ハ惣五宗